



あけまして
おめでとう
ございます

ワイズ会計ニュース

編集発行人

税理士法人

ワイズコンサルティング

〒104-0061

東京都中央区銀座1-8-21
中央ビル5F

TEL 03 (3567) 3330

FAX 03 (3567) 3078

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 14日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

ワンポイント できなくなった申告書の小包での送付

税務上の申告書や申請書・届出書は、納品書や領収書、住民票の写しなどと同様「信書」に当たります。この信書の送付は、郵便または信書便でしか取り扱えません。郵政民営化に伴う郵便法改正により、昨年10月から小包が郵便物でなくなったことから、小包での税務署への申告書送付はできなくなりました。

1月の税務と労務

- 国 税** / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税** / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月21日
- 国 税** / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税** / 源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税** / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等） 1月31日
- 国 税** / 5月決算法人の中間申告 1月31日
- 国 税** / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合） 1月31日
- 地方税** / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税** / 給与支払報告書の提出 1月31日

1月固有業務のポイント

各種法定調書と償却資産

申告書の作成

毎年一月になると、源泉徴収票や各種支払調書の作成・交付・税務署への提出、給与支払報告書、償却資産申告書の各市町村への送付等他の月にはない業務が多くなります。

正月休みで日数が少ないこともあって実務処理が混乱することも多いようです。

そこで、これら一月固有の業務のポイントについて整理してみます。

法定調書

法定調書には多くの種類がありますが、そのうち一般的なものについてポイントを整理すると次のようになります。

これらは一月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

1 給与所得の源泉徴収票

(1) 税務署提出を要する範囲

下表のとおりです。

なお、「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっています。

(2) 同時作成

給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写と なっています。



2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

特別徴収票

【税務署提出を要する範囲】

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲は、平成十九年中に支払が確定した退職手当等の受

給者が、法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者です。

なお、「退職所得の源泉徴収票」は、提出範囲にかかわらず、退職後一ヶ月以内にすべての受給者に交付することになっています。

3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

【税務署提出を要する範囲】

平成十九年中に所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金等を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出を要します。

4 不動産の使用料等の支払調書

(1) 提出義務者

平成十九年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法人や不動産業者である個人。

(2) 支払調書の提出範囲

同一人に対する平成十九年中の

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

	受給者の区分	提出範囲	
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成十九年中に役員であった者	平成十九年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの	
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成十九年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	平成十九年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの	
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 平成十九年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成十九年中の給与所得に対する源泉所得税額の徴収の猶予又は還付を受けた者	平成十九年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの。ただし、法人の役員の場合には50万円を超えるもの
		ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者	全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	平成十九年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの	

平成20年度給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。
追加 平成20年 月 日提出
訂正 長殿

1 給与支払期間	平成 年 月 月分 から 月分まで	9 提出区分	年開分	退職者分
2 給与支払者 郵便番号	〒	10 給与支払の方法及び日		
3 (フリガナ) 給与支払者 住所 (住所)		11 事業項目その他必要な事項		
4 (フリガナ) 代表者の 氏名 (氏名)		12 提出先市区町村数		
5 代表者の 職氏名印		13 発給者 職氏名		名
6 経理責任者 氏名		14 報告者 職氏名		名
7 連絡者の 氏名及び 電話番号	係 氏名	15 うち退職者 人数		名
8 会計事務所 等の名称	() 番内線 番	16 所務者 (名称)		税務者
		17 払込を希望する金融機関の名称及び所在地		
		18 給与支払者 の代表者 の氏名		

(市区町村提出用)

給与支払報告書

給与支払事業者は、住民税の特

支払金額の合計が一五万円を超えるもの。なお、法人に支払われる不動産の使用料等については、地上権、不動産等の賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価がない場合には、提出は不要です(主に個人の不動産所得のチェックに使われるためです)。

償却資産申告書

平成二十年一月一日現在にお

別徴収の資料とするために、一月末日までに受給者の一月一日現在居住する市町村長宛に「給与支払報告書」(源泉徴収票と複写で書けるもの二枚)と総括表を提出する必要があります。

て現存する事業用償却資産(他に貸し付けているものを含みます)について申告します。具体的には、下表に掲げるようなものです。なお、土地及び家屋は、不動産登記簿や実地調査により市町村が独自で課税台帳を作るので申告という制度はありません。また、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型特殊自動車等は、二重課税排除の見地から課税対象外とな

っています。注意すべき点として「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

- 1 前年度(平成十九年度)に申告した者...増減申告
平成十九年一月二日から平成二十年一月一日現在までの間に増加・減少のあった資産について申告します。
- (2) 今年度初めて申告する者...
全資産申告
平成二十年一月一日現在所有する全資産について申告します。
- 3 免税点
課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は、課税されません。
- 4 納期
納期は四月、七月、十二月及び翌年二月です(市区町村によって異なる場合があります)。

種類別資産例

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物	広告塔、井戸、門、堀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3 船舶	ボート、貨物船、客船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車(自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く)など
6 工具器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、ワープロ、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

5 その他
減価償却制度について、平成十九年度に大きな改正がありました。が、固定資産税における償却資産の評価方法は従前どおりで変更はありません。

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

年金問題をはじめ不祥事が頻発した社会保険庁の解体が今年から始まります。まず、社保庁から分離した「全国健康保険協会」が10月に誕生し、中小企業の従業員を対象に従来の政府管掌健康保険が行っていた健康保険事業を運営します。全国一律だった保険料率から都道府県別の保険料率になるのが、これまでとの大きな違いです。平成22年1月からは残る年金業務を運営する「日本年金機構」がスタートし、社保庁は廃止されます。2つの新組織では公務員ではなく民間職員が働きます。

参院での与野党逆転は、国会審議に大きな影響を与えています。これまで政府原案どおり年度内に成立していた税制改正法案も、修正されたり、年度内に成立しないことも考えられます。例年以上に国会審議に注目する必要があるようです。

昨年6月からの建築確認の厳格化や、菓子・食品メーカーの製造年月日偽装問題等にみられるように安全・安心に対する国の基準や社会の目が厳しくなっています。安全・安心をクリアしつつ、そのコスト増を商品価格にどう反映させるのか。経営者の方針、手腕が問われるところです。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

答

いいえ、損金算入することができません。

か？

延滞金は損金算入することのできるのです。

滞り金も損金不算入なのでしょう

問

当社は一時的な資金事情の悪化により、社会保険料

税金
メモ

社会保険料の
延滞金

法人税等の国税、それらに係る延滞税、加算税等や地方税法の規定による都道府県民税、市町村民税、それらに係る延滞金等は損金不算入とされています。

一方、社会保険料等も納付遅延により延滞金が課されます。ただし、社会保険料等は厚生年金保険法等の諸規定に基づくもので、国税や地方税法の定めによるものではありませんので社会保険料に係る延滞金は損金算入することが

ISO規格の認証取得費用

Q 当社では、当期においてISO規格の取得認証のため、その認証申請料等の費用を支出しましたが、当期の費用として損金算入してよろしいでしょうか？

A ISO規格は、法的な権利ではないので、工業所有権や商標権には該当しません。また、超過収益力を生むとも判定しにくく、譲渡もできないので営業権にも該当しないと考えられます。ISOの取得は、一定の宣伝効果は認められますが、その効果が支出日以後1年以降に及び保証はありません。

また、損金算入時期については、ISOを保持し続けるためには、審査登録後においても登録維持料等の費用負担が求められることや一定事由が生じると審査登録の停止措置等がとられることから、支出事業年度の損金の額に算入することが認められると考えられます。